

重要

定期試験に際して学生諸君へ

- ① 定期試験を受験するには、必ず学生証が必要です。
- ② 建築学科の学生が受験するすべての試験で QRコードが必要です。
- ③ 履修登録した科目以外を受験しても単位の修得は出来ません。「履修登録科目確認通知書」で各自登録した科目を確認してください。
- ④ 定期試験時間は、通常授業時間と開始時間が異なる時限があるので注意してください。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器を時計や電卓の代用として使用することは出来ません。
- ⑥ 不正行為に対しては厳重に対処します。
- ⑦ 原則として試験開始後 30 分間は退室出来ません。
- ⑧ 試験予定日以外も、交通機関・天候等の乱れにより試験を実施する場合があります。（別途掲示にて案内します。）
- ⑨ 履修科目の試験実施時間が重複し受験が不可能となった学生は 7月5日（水）17時までにデザイン工学部担当窓口に応じ出てください。期日以降の申し出は一切受け付けません。申し出ないことによって被る不利益についても一切関知しません。
- ⑩ 遅刻は試験開始後 30 分まで認められます。交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により遅れた場合は、「遅延証明書」等の書類をもって速やかに市ヶ谷田町校舎 2 階窓口に応じ出、指示を受けてください。（証明書類が必要です。）
※遅れた時間以上の遅延証明でなければ認められません。（例えば試験開始から 40 分遅れた場合は 40 分以上の遅延証明）
※個人的理由による遅刻は認められません。
- ⑪ 病気や弔事等で試験を欠席した場合は、診断書や会葬礼状等の証明書類と共に、デザイン工学部 HP に掲載されている「定期試験欠席申請書」を作成し、該当試験実施後 5 日間以内に、申請ください。※対応は教員の判断によります。

以上